

労働基準関係法令違反に係る公表事案

北海道労働局

最終更新日：令和7年11月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
ターフエナジー（株）	北海道野付郡別海町	R6.12.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	運転中の貨物自動車に接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R6.12.11送検
（株）旅館ららぽーと函館	北海道函館市	R7.1.15	労働基準法第108条	労働者2名の令和6年9月分の賃金台帳に、労働日数及び時間外労働時間数等の一部を記入しなかったもの	R7.1.15送検
（株）福地工業	北海道北見市	R7.1.16	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく、労働者に金属のアーク溶接作業を行わせていたもの	R7.1.16送検
（株）鈴木林業	北海道檜山郡厚沢部町	R7.1.22	労働安全衛生法違反第21条 労働安全衛生規則第481条	伐木の作業を行っていた際、伐倒しようとする立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に他の労働者を立ち入らせたもの	R7.1.22送検
丸交道交（株）	北海道札幌市北区	R7.2.6	労働基準法第32条	労働者1名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R7.2.6送検
北海建設（株）	北海道札幌市中央区	R7.2.18	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	請負人の労働者が使用する高さ約2.2メートルのステージ足場上に設けていた資材搬入用の開口部の周囲に墜落防止措置を講じなかったもの	R7.2.18送検
Acti	北海道札幌市北区	R7.2.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.2メートルのステージ足場上で労働者に作業を行わせる際に、資材搬入用の開口部の周囲に墜落防止措置を講じなかったもの	R7.2.18送検
厚岸木材工業協同組合	北海道厚岸郡厚岸町	R7.2.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	木材をコンベヤーで移動させる作業を行わせる際に、機械のチェーンへの接触防止措置を講じていなかったもの	R7.2.18送検
（株）パセオ	北海道帯広市	R7.3.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第534条	深さ約4.0メートルの掘削溝の中で労働者に作業を行わせる際に、地山の崩壊防止措置を講じていなかったもの	R7.3.3送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)前田建設	北海道苫前郡初山別村	R7.3.10	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械を用いて作業を行う際に、運転中の同機械と労働者との接触防止措置を講じていなかったもの	R7.3.10送検
(株)フナキ	北海道網走郡大空町	R7.3.11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第481条	伐倒しようとする立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に他の労働者を立ち入らせたもの	R7.3.11送検
(株)康銳工業	北海道檜山郡上ノ国町	R7.5.21	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	伐倒しようとする立木に適切な幅の切り残しを確保せずに伐木させたもの	R7.5.21送検
竹林木材工業(株)	北海道山越郡長万部町	R7.7.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	伐倒しようとする立木に適切な幅の切り残しを確保せずに伐木させたもの	R7.7.2送検
(同)佐々木造材	北海道亀田郡七飯町	R7.7.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の95	車両系木材伐出機械を用いて作業を行う際に、運転中の同機械と労働者との接触防止措置を講じていなかったもの	R7.7.11送検
(株)佐藤内装	北海道函館市	R7.7.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	高さ約3.6メートルの足場で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.7.14送検
(株)エイビーエス運輸	北海道利尻郡利尻町	R7.8.6	労働基準法第37条	労働者1名に、1か月間の時間外労働に対する割増賃金合計約11万円を支払わなかったもの	R7.8.6送検
月形町農業協同組合	北海道樺戸郡月形町	R7.10.16	労働基準法第37条	労働者3名に、2か月間の時間外労働に対する割増賃金合計約25万円を支払わなかったもの	R7.10.16送検
(株)アシュランス	北海道札幌市中央区	R7.11.5	最低賃金法第4条	労働者3名に、3か月間の定期賃金合計約82万円を支払わなかったもの	R7.11.5送検
友成興業	北海道札幌市厚別区	R7.11.21	労働基準法第24条	労働者1名に、1か月間の定期賃金合計約15万円を支払わなかったもの	R7.11.21送検